預金等共通規定

(令和 4 年 9 月 12 日現在)

1. (規定の適用範囲)

本規定は、総合口座取引、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、WEB口座規定、定期預金、積立定期預金、財形預金、外貨普通預金、外貨定期預金(以下「預金」といいます。)および定期積金(以下「積金」といいます。)に共通して適用されるものとし、本規定における預金には、特段の記載が無い限り、積金を含むものとします。

なお、本規定と各種預金規定、各種規定等で異なる定めがあるときは、当該取引にかかる 各種預金規定、各種規定等が本規定に優先して適用されるものとします。

2. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、職業・事業内容、預金取引の目的、法人の場合の実質的支配者、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳(証書)または印章を失った場合の預金の払戻し、解約、元利金(給付契約金等)の支払い、または通帳(証書)の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳(証書)を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判等により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後 見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・ 保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合 も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見 人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が されている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、および払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと過失なく判断して行った場合における払戻しは有効な取引とします。

5. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) 預金 (積金)、預金契約 (給付補てん契約)上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳(証書)は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

6. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定

した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等について、各種預金規定なら びに取引規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等について、各種預金規定ならびに取引規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) 預金口座は、本条第2項各号および第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用する ことができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当するおそれのある場合には、 当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 預金者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力 集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこ と、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当し ないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 預金者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務 を妨害する行為
 - ⑤ その他①~④に準ずる行為
- (4) 預金者が第2項のいずれかに該当し、もしくは第3項各号のいずれかに該当する行為をし、または第2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

8. (預金取引の停止・解約)

(1) 預金口座を解約する場合には、この通帳(または証書)を持参のうえ、当行所定の払戻

請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳(または証書)とともに当店に提出してください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。

また、当行が認めた場合は、当店以外の当行本支店でも解約できます。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に 通知することにより預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解 約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所に あてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義 人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が預金等共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 預金通帳・キャッシュカードの譲渡・売買、名義貸しによる預金の開設、氏名等の虚偽 申告による預金の開設等の犯罪が判明する等、この預金が法令や公序良俗に反する行為に 利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 法令で定める預金名義人の取引時確認事項等(氏名、住所、生年月日、取引を行う目的、 職業・事業内容、法人の実質的支配者等) および代理人の本人特定事項等(氏名、住所、 生年月日)について偽りがある場合、または、偽りの疑いがある場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されるの解除を求める場合には、通帳(または証書)および届出の印章を持参のうえ、当店に届出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (本人確認書類の追加提示)

預金 (積金) の払戻し (解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。以下同じです。) の手続に際し、当該預金 (積金) の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

10. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳、証書(以下「通帳等」といいます。)を用いて不正な預金(積金)払戻し(以下「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、その事情が継続している期間に30日を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する

金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く。)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金(積金)払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、 当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人に よって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽り の説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金(積金)について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを 行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。ま た、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、そ の受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行ったときに、当該補てんを行った金額の限度に おいて、当該預金(積金)にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して 預金者が有する損害賠償請求権、または不当利得返還請求権を取得するものとします。

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく 違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳等を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- *上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合) などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。
- 2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に 置いた場合

- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

総合口座取引規定

(令和 4 年 10 月 1 日現在)

1. (総合口座取引契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]、自由金利型定期預金 [大口定期預金] および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。) なお、定期預金については、現金自動入出金機等当行が定めた方法による定期預金の新 規預入取引、定期預金の解約取引・解約予約取引を含みます。

また、現金自動入出金機等で預入および解約が可能な定期預金の種類については別に定めます。

- ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号および第2号の名取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貨 越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]および変動金利定期預金の預入れは1口1万円以上(ただし、中間利息定期預金によって作成される預金の預入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金[大口定期預金]の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当店で取扱います。

なお、これら預金の2回目以降の預入れについては、当店以外でも取扱います。この場合、 必ず通帳を持参してください。

4. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指 定定期預金は、通帳の定期預金 (兼担保) 明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金 に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に 申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたとき はその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

5. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求 書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当 座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは 当行の任意とします。
- (4) 総合口座取引の定期預金については、当該総合口座取引の普通預金で発行したキャッシ

ュカードにより、当行の現金自動入出金機を使用して定期預金の解約または解約予約を行い、元利金を当該総合口座取引の普通預金口座に振替えることができます。なお、この取扱いの対象となる定期預金の種類については別に定めます。

6. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貨出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(千円未満は切捨てます。)または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について 556 万円 を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3)① 貸越金の担保となっている定期預金について、解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、ただちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

9. (貸越金利息等)

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。こ の場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期預金ごとに、その「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] ごとにその約定利率に年 0.5% を 加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金 [大口定期預金] を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金 [大口定期預金] ごとにその約定利率に年 0.5% を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.5% を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだいただちに極

度額をこえる金額を支払ってください。

- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貨越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.0%(年 365 日の日割計算)とします。

10. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① お客さまに支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② お客さまに相続の開始があったことを当行が知ったとき
 - ③ お客さまが行方不明になったことを当行が知ったとき
 - ④ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② 預金等共通規定第7条第4項の各号に該当したとき
 - ③ その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

11. (貸越の中止・貸越取引の解約)

前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

12. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合にはただちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにただちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるもの

とします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、当行所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
 - ① 当行が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは未利用口座管理手数料以外の払 戻し等、所定のご利用がないこと
 - ② この預金の残高が当行の定める一定の金額を超えることがないこと
- (2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) この預金の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用はできません。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

普通預金規定

(令和 4 年 10 月 1 日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに 取立のできるもの(以下「証券類」といいます。) を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額 によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込にかかる入金拒絶の申し出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当行が預金口座名義人死亡の届出を受けた後)の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、 受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日 は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。 この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの 通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、

利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要す る等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (決済用普通預金の特約)

- (1) 決済用普通預金特約を申し込まれた普通預金については、第7条および別途申し込まれた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、預金利息は無利息とします。 なお、利息にかかる規定以外については、普通預金規定および各サービス規定により取扱うものとします。
- (2) 決済用普通預金の特約の適用開始時において、未払いの預金利息がある場合には、当行 所定の方法により、この預金口座に組入れるものとします。この普通預金が総合口座とし て利用されている場合、貸越利息については、総合口座取引規定に準じて取扱うものとし ます。

11. (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、当行所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
 - ① 当行が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは未利用口座管理手数料以外の払 戻し等、所定のご利用がないこと
 - ② この預金の残高が当行の定める一定の金額を超えることがないこと
- (2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により 引落しできるものとします。

- (3) この預金の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用はできません。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

「普通預金規定(無通帳口)」は下記のとおりでございます。

なお、下記以外のお取扱いにつきましては、「預金等共通規定」および「普通預金規定」により お取扱いさせていただきます。

普通預金規定 (無通帳口)

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (通帳発行の省略)

この預金については、通帳の発行を省略します。

3. (取引明細の通知)

この預金の取引明細は、当店が作成する「普通預金お取引照合表」に記載して通知します ので、別に交付する「普通預金取引明細帳」に綴り込んで保管してください。

ただし、前回通知後、取引に異動のない場合は通知を省略します。

4. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のみで取扱います。当行の他の店舗での預入れ、払戻しはできません。

5. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額 によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

6. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金の名義人より、 当該振込にかかる入金拒否の申出がある場合には、入金の受入をせず、資金を振込人に返 却します。また、この預金口の名義人に相続が開始した後(当行が預金口座名義人死亡の 届出を受けた後)の振込資金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

7. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、 受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

8. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出

してください。

- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

9. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。) 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年2月と8月の当行所定の日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、 ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当 行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れ その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (解約)

この預金口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

貯蓄預金規定

(令和 4 年 10 月 1 日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額 によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、 当該振込にかかる入金拒絶の申し出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人 に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当行が預金口座名義人 死亡の届出を受けた後)の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、 受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日 は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

7. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

8. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。) 1,000 円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する当行所定の預金残高に応じた毎日の貯蓄預金利率によって計算のうえ、毎月第2金曜日の翌日に、この預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要す る等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、当行所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
 - ① 当行が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは未利用口座管理手数料以外の払 戻し等、所定のご利用がないこと
 - ②この預金の残高が当行の定める一定の金額を超えることがないこと
- (2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) この預金の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用はできません。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で 周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

納税準備預金規定

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税(以下「租税」といいます。)納付の準備のためのもので、 当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込にかかる入金拒絶の申し出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当行が預金口座名義人死亡の届出を受けた後)の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済・不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、 受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日 は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないものと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。

この場合、当店はただちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

(4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

7. (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および預金等共通規定第7条4項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、前項の納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前二項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

8. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」といいます。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は第6条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第7条第2項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

9. (解約)

この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の 印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。

なお、当行が認めた場合は、当店以外の当行本支店でも解約できます。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なおこの預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その 期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとし ます。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては

当行の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要す る等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

通知預金規定

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口50,000円以上とします。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 預金等共通規定第7条第4項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 なお、通帳(証書)の利率欄には、受入日の利率を表示します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、 証書と引換えに、または通帳の当該受入れ記載を取消したうえ、当店で返却します。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の 通知預金利率によって計算します。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、適用する利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は 10,000 円とします。

6. (預金の解約)

(1) この預金口座を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳または証書とともに当店に提出してください。

なお、当行が認めた場合は、当店以外の当行本支店でも解約できます。

(2) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第3条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるもの

とします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

定期預金〈共通規定〉

(令和2年4月1日現在)

1. (規定の適用範囲)

本規定は、各定期預金に共通して適用されるものとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに(通帳式の場合は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ)、当店で返却します。

3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金で利率の変更の際に店頭に利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

期日指定定期預金規定

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の満期日以降に支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日(証書(通帳) 記載の据置期間満了日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。 満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知をしてください。なお、 この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がない場合は、証書(通帳)記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月前以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満……証書(通帳)記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上…………証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」 といいます。)
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数 および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金ととも に支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満………2年以上利率×40% ただし、②の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金の付利単位は1円とします。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出 の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (4) 前記(2)、(3)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解

約・書替継続ができます。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自動継続期日指定定期預金規定

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の最 長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同 様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行店頭に掲示する利率とします。 ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものと します。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までに その旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書(通帳)記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約 するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利 の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満……証書(通帳)記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上…………証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」 といいます。)
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以降に継続される預金から適用します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、

満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満………2年以上利率×40% ただし、②の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出 の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (4) 前記(2)、(3)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解約・書替継続ができます。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自由金利型定期預金(M型)規定 「スーパー定期〕

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したと きは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、証書(通帳) 記載の満期 日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

【3-1. 単利型(約定期間が1か月以上5年以下)の場合】

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率 (以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払い ます。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこ の預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳) 記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの 証書(通帳) とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行店頭に掲示する利率を適用します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)を差引いた利息の 残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数 および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金ととも に支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率

- B. 6か月以上1年未満……約定利率×50%
- C. 1年以上2年未満……約定利率×70%
- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした この預金の場合
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%
 - E. 2年以上3年未満……約定利率×70%
- ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした この預金の場合
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満····・約定利率×20%
 - C. 1年以上1年6か月未満·····約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×50%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×70%
- ④ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした この預金の場合
 - A. 6か月未満······・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満·····約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×40%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×60%
 - H. 4年以上5年未満······約定利率×80%
- ⑤ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×10%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×10%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×20%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×20%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×50%
 - H. 4年以上5年未満······約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

【3-2. 複利型(約定期間が3年、4年、5年)の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数 および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金ととも に支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

預入日の1年後の応当日以後であれば、この預金を1万円以上の金額で一部解約することができます。この場合、次の期限前解約利率により計算し、一部解約後のこの預金の残高については、当初の約定利率により取扱います。

ただし、一部解約後の残高が当初の金額階層区分を下まわる場合は、お取扱いできません。

- ① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×50%
- ② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満······解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×40%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×60%
- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満······解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満·····・約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×10%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×10%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×20%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×20%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×50%
 - H. 4年以上5年未満······約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解約・書替継続ができます。

5. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

- (2) 中間利息定期預金については、預金証書の発行は行わないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに提出してください。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 [スーパー定期]

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳) 記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。 継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利 息)

【3-1. 単利型(約定期間が1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年)の場合】

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下本条第1項および第2項において同じです。)から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金については前条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこ の預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじ め指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にする自由金利型定期預金 (M型) (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、その利率は中間利払日における当行店頭に掲示する利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした この預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あ らかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に 組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの 預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続 日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し ます。
- (4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×50%
 - C. 1年以上2年未満……約定利率×70%
- ② 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%
- ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満···········解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×50%
- ④ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満·····約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×40%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×60%

- ⑤ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×10%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×10%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×20%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×20%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×50%
 - H. 4年以上5年未満······約定利率×70%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

【3-2. 複利型(約定期間が3年、4年、5年)の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金については前条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および 解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

預入日の1年後の応当日以後であれば、この預金を1万円以上の金額で一部解約することができます。この場合、次の期限前解約利率により計算し、一部解約後のこの預金の残高については、当初の約定利率により取扱います。

ただし、一部解約後の残高が当初の金額階層区分を下まわる場合は、お取扱いできません。

- ① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×50%
- ② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - E. 2年以上2年6か月未満·····約定利率×40%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×40%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×60%

- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×10%
 - D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×10%
 - E. 2年以上2年6か月未満·····約定利率×20%
 - F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×20%
 - G. 3年以上4年未満……約定利率×50%
 - H. 4年以上5年未満······約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解約・書替継続ができます。

5. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、預金証書の発行は行わないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印 鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに提出してください。この場合、同日以降この預金の自動継続はいたしません。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で 周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自由金利型定期預金規定 〔大口定期預金〕

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約入金方式とした場合は、証書(通帳)記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された証書(通帳)記載の預金口座に入金するものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日 以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこ の預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの 証書(通帳) とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数 および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金ととも に支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。) および次の①または②の利率のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)
 - A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日と したこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……約定利率×50%
 - c. 1年以上2年未満……約定利率×70%
 - B. 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とし

たこの預金の場合

- a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……約定利率×40%
- c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%
- e. 2年以上3年未満……約定利率×70%
- C. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満····・・約定利率×20%
 - c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - e. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - f. 2年6か月以上3年未満……約定利率×50%
 - g. 3年以上4年未満……約定利率×70%
- D. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - e. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - f. 2年6か月以上3年未満……約定利率×40%
 - g. 3年以上4年未満……約定利率×60%
 - h. 4年以上5年未満……約定利率×80%
- E. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満·····納定利率×10%
 - c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×10%
 - d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×10%
 - e. 2年以上2年6か月未満……約定利率×20%
 - f. 2年6か月以上3年未満……約定利率×20%
 - g. 3年以上4年未満……約定利率×50%
 - h. 4年以上5年未満……約定利率×70%
- ② 預入期間にかかわらず次の算式により計算した利率

(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに 預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行店頭に掲 示する利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を第2条のただし書きの満期日自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. (証書(通帳)の効力)

第2条のただし書きの満期日自動解約入金方式とした場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された証書(通帳)記載の預金口座に入金した後は、

(1) 証書式の場合

証書は無効となりますのでただちに当店に返却してください。

(2) 通帳式の場合 通帳記載の当該預金は無効となります。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自動継続自由金利型定期預金規定 〔大口定期預金〕

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の 満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金 についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出て ください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本条第1項および第2項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金については前条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこ の預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの 預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続 日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し ます。
- (4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、

預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の①または②の利率のうちいずれか低い利率によって計算し、この 預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)
 - A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日と したこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……約定利率×50%
 - c. 1年以上2年未満……約定利率×70%
 - B. 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%
 - C. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……約定利率×20%
 - c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - e. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - f. 2年6か月以上3年未満……約定利率×50%
 - D. 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
 - c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
 - d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
 - e. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
 - f. 2年6か月以上3年未満……約定利率×40%
 - g. 3年以上4年未満……約定利率×60%
 - E. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満·····納定利率×10%
 - c. 1年以上1年6か月未満……約定利率×10%
 - d. 1年6か月以上2年未満……約定利率×10%
 - e. 2年以上2年6か月未満……約定利率×20%
 - f. 2年6か月以上3年未満……約定利率×20%
 - g. 3年以上4年未満·····納定利率×50%
 - h. 4年以上5年未満……約定利率×70%
- ② 預入期間にかかわらず次の算式により計算した利率

(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の 利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)

(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)

約定利率 - -----

預 入 日 数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに 預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行店頭に掲 示する利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

変動金利定期預金規定

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

4. (利 息)

【4-1. 単利型(約定期間が1年、2年、3年)の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書(通帳)記載の中間利払利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの 証書(通帳)とともに当店に提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および証書(通帳)記載の利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数 および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金ととも に支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日の6か月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額、ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した

金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある 場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

- A. 預入日の1年後の応当日、または預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月以上1年未満……約定利率×50%
 - b. 1年以上2年未満……約定利率×70%
- B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - b. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - c. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%
 - d. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%
 - e. 2年6か月以上3年未満……約定利率×90%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

【4-2. 複利型(約定期間が3年)の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率 (前条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」 といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払い ます。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……約定利率×90%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解

約・書替継続ができます。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自動継続変動金利定期預金規定

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続時における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものと します。この預金の継続後の利率は、別途に連絡します。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。本条および後記第4条第1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

4. (利 息)

【4-1. 単利型(約定期間が1年、2年、3年)の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。) および証書(通帳) 記載の中間利払利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率に 70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および証書(通帳)記載の利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、第2条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの 預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続 日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し

ます。

- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

- A. 預入日の1年後の応当日、または預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月以上1年未満……約定利率×50%
 - b. 1年以上2年未満……約定利率×70%
- B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - b. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - c. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%
 - d. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%
 - e. 2年6か月以上3年未満……約定利率×90%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

【4-2. 複利型(約定期間が3年)の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率 (前条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第2条第2 項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法 で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期 日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金でき ず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証 書(通帳)とともに提出してください。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%

- ⑤ 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……約定利率×90%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解約・書替継続ができます。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

積立定期預金規定(一般積立型)

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の目標日(満期日)の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回 100 円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

4. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入 日現在におけるその期間に応じた当行店頭に掲示する自由金利型定期預金 (M型) 利率に よって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行店頭に掲示する自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、金利情勢等にともない変更されることがあります。この場合、新利率は、変更日 以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変 更日以後の利息計算日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満·····第1項の適用利率×50%
 - ③ 1年以上3年未満······第1項の適用利率×70%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により 記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で 周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

積立定期預金規定(エンドレス型・目標日指定型)

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預金の預入れ等)

- (1) この預金への預入れは1口 100 円以上とし、預入れのつど各々独立した定期預金とします。ただし、該当預金の中で、別に預入額を決めている場合は、その金額以上とします。
- (2) この預金は、口座振替によるほか現金・小切手・その他の証券類により、当店のほか当 行本支店のどこの店舗でも預入れができます。なお、口座振替による場合は、別に提出さ れた口座振替依頼書に記載のとおりとします。

3. (預入れ預金の取扱い)

この預金口座への預入れは、あらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

- (1) エンドレス型(目標日自由型)
 - ① この預金は預入れのつど、各々独立した3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお預りします。
 - ② 期日指定定期預金(一部解約後の残りの預金を含みます。)は、継続の停止・解約の申出がないかぎり満期日に元利合計額および満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前記①と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても、以後同様とします。
 - ③ 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てく ださい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
 - ④ 期日指定定期預金の満期日は、預入日(または継続日)の1年後応当日から3年後応当日までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。この場合当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合は1万円以上の金額で指定してください。この通知があったときは、この預金は定められた満期日以後に支払います。
 - ⑤ 定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま当初 満期日が到来した場合を含みます。)は、満期日の指定はなかったものとします。

(2) 目標日指定型

- ① この預金は通帳記載の目標日(満期日)の1か月前までは預入れることができます。
- ② 預入れのつど(後記③に規定する継続を含みます。)預入日から目標日までの期間(以下「預入期間」といいます。)に応じて、次の各別の期日指定定期預金または自由金利型 定期預金(M型)としてお預りします。
 - A. 預入期間が3年1か月以上の場合は、預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指 定定期預金とし、残りの期間は後記C、Dによります。
 - B. 預入期間が3年超、3年1か月未満の場合は、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)とし、残りの期間は後記C、Dによります。
 - C. 預入期間が3年以下、1年以上の場合は、目標日を満期日とする期日指定定期預金と します。
 - D. 預入期間が1年未満の場合は、目標日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型) とします。
- ③ 前記②-A、Bの預金は、満期日にその元利合計額および満期日に口座振替による預入 れがある場合は、これを合算した金額をもって継続します。継続された預金についても、 以後同様とします。

- ④ この預金に受入れた期日指定定期預金、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)の 継続を停止するときは、前記(1)-③の規定によります。
- ⑤ この預金に受入れた期日指定定期預金の取扱いについては、前記(1)-④、⑤の規定を準用します。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算し、目標日(満期日)に元金とともに支払います。
 - ① 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預金金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日(満期日)の 前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入 期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A. 1年以上2年未満……当行店頭に掲示する「2年未満」の利率
- B. 2年以上……当行店頭に掲示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとにその預入日から目標日 (満期日) の前日までの日数について、預入日 における当行店頭に掲示する利率によって計算します。
- ③ 前記①、②の利率は、金利情勢等にともない変更されることがあります。この場合、新 利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額 については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとの預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利 率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算します。
 - A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満···········前記(1)②の適用利率×50%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 前記(1)の規定により、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは元金のみ継続し、利息は当行所定の方法により支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により

記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。

- (3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻 請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約いたします。なお、解約する 順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約いたします。
- (4) 前記(2)、(3)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解約・書替継続ができます。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

財産形成預金規定 (一般財形)

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) 財産形成預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

3. (預入れ預金の種類・期間・継続の方法)

この預金への預入れは、あらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

- (1) 目標日自由型
 - ① 預入れのつど、各々独立した3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお 預りします。
 - ② 期日指定定期預金は継続の停止・解約の申出がない限り満期日に元利合計額および満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前記①と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様とします。
 - ③ 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てく ださい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
 - ④ 期日指定定期預金の満期日は、預入日(または継続日)の1年後応当日から3年後応当日までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。この場合、当店に対して1か月前までに通知を必要とします。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。

この通知があったときは、この預金は定められた満期日後に支払います。

⑤ 定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま当初 満期日が到来した場合を含みます。)は、満期日の指定はなかったものとします。

(2) 目標日指定型

- ① 目標日はこの預金口座を開設した日から3年目の応当日以降20年目の応当日までの範囲内で任意に指定することができ、目標日の1か月前までは預入れることができます。
- ② 預入れのつど(継続を含みます。)預入日から目標日までの期間に応じて、次の名別の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
 - A. 預入期間が3年1か月以上の場合は、預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指 定定期預金とし、残りの期間は後記C、Dによります。
 - B. 預入期間が3年超、3年1か月未満の場合は、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)とし、残りの期間は後記C、Dによります。
 - C. 預入期間が3年以下、1年以上の場合は、目標日を満期日とする期日指定定期預金とします。
 - D. 預入期間が1年未満の場合は、目標日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型) とします。
- ③ 前記②-A、Bの預金は、満期日にその元利合計額および満期日に口座振替による預入 れがある場合は、これを合算した金額をもって継続します。継続された預金についても、 以後同様とします。
- ④ この預金に受入れた期日指定定期預金、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)の

継続を停止するときは、前記(1)-③の規定によります。

⑤ この預金に受入れた期日指定定期預金の取扱いについては、前記(1)-④、⑤の規定を準用します。

4 (利 息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算し、目標日(満期日)に元金とともに支払います。
 - ① 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預金金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日(満期日)の 前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預 入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A. 1年以上2年未満……当行店頭に掲示する「2年未満」の利率
- B. 2年以上………当行店頭に掲示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとにその預入日から目標日 (満期日) の前日までの日数について、預入日 における当行店頭に掲示する利率によって計算します。
- ③ 前記①、②の利率は、金利情勢等にともない変更されることがあります。この場合、 新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている 金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとの預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 6か月未満·····・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算します。
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満······前記(1)②の適用利率×50%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 前記(1)の規定により、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは元金のみ継続し、利息は当行所定の方法により支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数の多い順序でこの預金を解約します。
- (4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
 - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
 - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
 - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

6. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更が あったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行 わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、再発行については、当行の手数料一覧で定める手数料をご負担いただきます。

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当核相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して契約の証とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金で利率の変更の際に店頭に利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借

入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めに よるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

財形住宅預金規定

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) 財形住宅預金(以下「この預金」といいます。)は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成 基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3. (預金の種類、自動継続)

- (1) 前条による預金は、預入のつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応 当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

4. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払いは、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の 90% を限度として 1 回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

5. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行店頭に掲示する利率によって計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……約定利率×40% ただし、②の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、

解約日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 前項により、当行がやむをえないと認め、第4条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の 印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

7. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額(国税、地方税)を追徴します。

- ① 第4条によらない払出しがあった場合
- ② 第4条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8. (差引計算等)

- (1) 第7条第2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、 次により税額を追徴できるものとします。
 - ① 第7条第2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する場合、定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財産形成住宅貯蓄契約に基づくこの預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において 引続き預入することができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の名号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる 利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第2条第1項ならびに第2項による以外の預入があった場合
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

11. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって当店に申出てください。

12. (届出事項の変更、契約の証の再発行)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更が あったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行 わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、再発行については、当行の手数料一覧で定める手数料をご負担いただきます。

13. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して契約の証とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金で利率の変更の際に店頭に利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知 が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借 入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めに よるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で 周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

財形年金預金規定

(令和2年5月11日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) 財形年金預金(以下「この預金」といいます。)は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、 支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前 1年毎の年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から 年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口毎に年金元金計算日を満期日とする 自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除いた金額(ただし 100 円単位とします。)を元金として年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12 口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。

ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。

- ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。
- ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口 座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。 この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年 金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支

払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

5. (利 息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- A. 1年以上2年未満……当行店頭に掲示する「2年未満」の利率
- B. 2年以上……当行店頭に掲示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」 といいます。)
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日における当行店頭に掲示する自由金利型定期預金 (M型) 利率によって 1 年を 365 日として日割で計算します。

利率は、金利情勢等にともない変更されることがあります。この場合、新利率は、変更 日以後に預入れられる金額についてその預入日から適用します。

- ③ 第1号、第2号の利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、 新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられてい る金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数 および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金ととも に支払います。
- (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合する場合および預金等共通規定 第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金と ともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数 および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利 の方法で計算します。

- A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率

「関入並領ことに関入口から解制日の削口までの日数および次の関入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年を365日として日割で計算します。

- A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満······前記(1)②の適用利率×50%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とします。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 前項により、当行がやむをえないと認め、第4条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の 印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

7. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用を受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額(国税、地方税)を追徴します。

- (1) 年金の支払いが5年以上の期間にわたって定期に行われなかった場合(積立期間中、据 置期間中の払出しを含みます。)
- (2) 継続預入および死亡・重度障害以外の事由により払出しがあった場合

8. (退職時等の支払)

- (1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は第3条および第4条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条と同様の手続をとってください。
 - ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
 - ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。
- (2) 退職等の理由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入をすることができます。

9. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金 計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によって この預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじ め指定された預金口座に入金します。

10. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は、変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は、変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

11. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第3条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額する ために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所 定の書面により当店に申出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、 変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

12. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。
 - この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、再発行については、当行の手数料一覧で定める手数料をご負担いただきます。

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して契約の証とともにただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金で利率の変更の際に店頭に利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利率、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知 が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借 入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めに よるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、この契約の証は無効となります のでただちに当店に返却してください。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

定期積金規定

(令和2年4月1日現在)

1. (積金契約の成立)

当行は、お客さまからこの積金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該積金にかかる契約が成立するものとします。

2. (掛金の払込み)

この積金は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を持 参してください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、 この通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (取扱店の範囲)

この積金の2回目以後の払込みは、当店のほか当行本支店のどの店舗でもできます。ただし 解約は、当店でなければできません。

5. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

6. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、 通帳記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

7. (給付補塡金等の計算)

- (1) この積金の給付補塡金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
 - ② この積金を第10条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条 第4項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約 日における普通預金利率によって計算します。
 - ③ この計算の単位は1円とします。

8. (先掛割引料の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先掛割引料を通帳記載の利回りに準じて計算します。
- (2) 先掛分に応じて満期日の繰上げは行いません。

9. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に 満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した 利息を支払います。

10. (解 約)

- (1) この積金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

11. (保険事故発生時における積金者からの相殺)

(1) この積金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保する

ために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにただちに当行に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その 期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとし ます。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては 当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要す る等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

外貨普通預金規定

1. (預金契約の成立)

当行は、お客様からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾した ときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (取引店の範囲等)

この預金は、当店でのみ預入れまたは払戻しができます。

3. (取引明細表の発行)

この預金の入出金明細および残高については、毎月、外貨普通預金明細表を発行し、通帳の発行は致しません。

- 4. (預金口座への受入れ)
 - (1) この預金口座に入金できるのは次のとおりです。なお、通貨によっては受入れられないものもあります。
 - ① 円貨を対価として買入れた外貨
 - ② 外国通貨または外貨建旅行小切手
 - ③ 外貨建手形
 - ④ 為替による振込金(外国からの振込も含みます。)
 - (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
 - (3) 手形を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
 - (4) 手形の取立のためとくに費用を要する場合には、別にお知らせした手数料をいただきます。
- 5. (預金の払戻し)
 - (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により、 記名押印または署名のうえ提出してください。
- 6. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を当該通貨1通貨単位として、毎年2月と8月の第2日曜日に、当行店頭に表示する毎日の外貨普通預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

7. (相場、手数料)

- (1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行店頭で表示される為替相場により換算します。
- (2) この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には別にお知らせした 手数料をいただきます。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名 鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、および払戻請求者が預金払 戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った 場合における払戻しは有効な取引とします。

- 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、所定の払戻請求書に届出の署名・印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行 は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定すること ができるものとします。
 - (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、 その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによる ものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱 いについては当行の定めによるものとします。
 - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の 承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (法規の準拠)

この預金の預入れ、払戻し等いっさいの取引については外国為替関連法規の定めに従います。

11. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある

と認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当 の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

外貨定期預金規定

1. (預金契約の成立)

当行は、お客様からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預 入)

この預金に受入れできるものは、預入通貨と同一通貨による次のものとします。

- (1) 円現金および振替による円資金(資金決済を確認済みのもの)
- (2) 振替による外貨資金(外貨普通預金)
- 3. (預金の支払時期と自動継続)
 - (1) この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。
 - (2) 自動継続扱いの場合は、証書表面記載の満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

- (3) 預金の継続後の利率は、継続日における当行店頭に掲示する外貨定期預金利率とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をした場合は継続日)から満期日の前日までの期間について証書表面記載の利率(継続した場合は上記 2. (3)の利率)によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に元金に組み入れて継続するか、または指定口座に入金します。
- (2) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入日(継続をした場合は最後の継続日)から解約日の前日までの期間について、当行店頭に掲示する外貨普通預金利率または外貨定期預金利率(解約利率)によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は預入外貨の補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (外国為替相場·手数料)

- (1) この預金の預入れまたは払戻しを円貨を対価として行う場合は、当行店頭で表示される為替相場により換算します。
- (2) この預金の預入れまたは払戻しについて、別にお知らせした取扱手数料をいただく ことがあります。
- (3) この預金取引を行うに際しては、外国為替市場の変動により、払戻時の元利合計円 貨額が預入時の元本円貨額を下回る元本割れが生じる可能性があること、また、預入 時と払戻時の外国為替市場水準に変動がなかった場合であっても、預入取引と払戻取 引のそれぞれに適用される換算相場の相違により元本割れが生じる可能性があるこ

とを承認したものとし、当行はその責任を一切負いません。

6. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める外国為替予約取引に関する約定書によります。

7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により 記名押印(または署名)して提出してください。

8. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、および払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った場合における払戻しは有効な取引とします。

- 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定したうえ、所定の払戻請求書に届出の署名・印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全支障が生じるおそれがある場合には、当行は 遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することがで きるものとします。
 - (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、 その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによる ものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱 いについては当行の定めによるものとします。
 - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあると きには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行 の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (法規の準拠)

この預金取引については外国為替関連法規の定めに従います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある と認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当 の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

当座勘定規定書

(令和 4 年 11 月 4 日現在)

《当座勘定規定》

第1条 (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。

第2条 (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条 (本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当 行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類 による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第 2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条 (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条 (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額 欄記載の金額によって取扱います。

第7条 (手形、小切手の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること (その旨について書面の交付を求めることを含みます) があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第8条 (手形、小切手用紙)

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当 行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないもの や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続き によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期 限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその 支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた 資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行 は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条 (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。

第11条 (過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の 不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている 証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条 (手数料等の引落し)

(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができる

ものとします。

(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13条 (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14条 (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。

第15条 (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する 書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条 (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に 画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意を もって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書 類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行 は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 18 条 (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第19条 (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20条 (利息)

当座預金には利息をつけません。

第 21 条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第22条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第23条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当するおそれのある場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第24条 (解 約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集 団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、ま たは次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の 業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第25条 (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第26条 (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第27条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

当座勘定規定書 (専用約束手形口用)

(令和 4 年 11 月 4 日現在)

《当座勘定規定》

第1条 (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。

第2条 (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条 (本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による 取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第 2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条 (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条 (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定 の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条 (手形の支払)

- (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
- (2) 前項の支払いに当たっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

第8条 (手形用紙)

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改 ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合 は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 (手数料)

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第10条 (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を 負いません。
- (2) 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。
- (3) 手形の金額の一部支払はしません。

第11条 (支払の選択)

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、 そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第12条 (印鑑等の届出)

当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

第13条 (届出事項の変更)

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する 書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみな します。

第14条 (印鑑照合等)

(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等

につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は 責任を負いません。

- (2) 手形として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1 項と同様とします。

第 15 条 (振出日、受取人記載もれの手形)

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日また は受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことが できるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 16 条 (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条 (利息)

当座預金には利息をつけません。

第18条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第 19 条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第20条 (解 約)

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解 約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんに かかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (5) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、当座勘定の受払が6か月間なかった場合、 または交付枚数のすべてが引落されている場合には、取引は終了するものとします。

第 21 条 (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても当行はその支払 義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第22条 (手形交換所規則による取扱い)

この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

第23条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

当座勘定規定書

(たじまホーム・チェック用)

(令和 4 年 11 月 4 日現在)

《当座勘定規定》

第1条 (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。

第2条 (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条 (本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当 行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類 による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第 2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条 (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条 (小切手、手形の金額の取扱い)

小切手、手形を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額 欄記載の金額によって取扱います。

第7条 (小切手、手形の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示され

た場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。

- (2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること (その旨について書面の交付を求めることを含みます) があります。
- (3) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。
- (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。

第8条 (小切手、手形用紙)

- (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないもの や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 (支払の範囲)

- (1) 呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその 支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた 資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行 は責任を負わないものとします。
- (3) 小切手、手形の金額の一部支払はしません。

第 10 条 (支払の選択)

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第 11 条 (過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当行所 定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができま

す。

(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている 証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条 (手数料等の引落し)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13条 (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を 交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14条 (署名鑑の届出)

- (1) 小切手、手形および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の 用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名とその自署した署名鑑を前項と同様に届出てください。

第15条 (届出事項の変更)

- (1) 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する 書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみな します。

第16条 (署名鑑照合等)

- (1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 小切手、手形として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害について も、第1項と同様とします。

第 17 条 (振出日、受取人記載もれの小切手、手形)

- (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 18 条 (線引小切手の取扱い)

(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。
- (3) 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

第19条 (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 20 条 (利 息)

当座預金には利息をつけません。

第21条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第 22 条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第23条 (解 約)

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解 約の通知は本人の署名した書面によるものとします。
- (2) 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第24条 (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当 座勘定の決済を完了してください。

第25条 (手形交換所規則による取扱い)

この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

第26条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

《小 切 手 用 法》

- 1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。

なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。 特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の 記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載 やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。また、記名なつ印 や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当行所定の方法により請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1				2				}		4		5	,	6	
漢数字	壹	壱	七	弐	弎	煮	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	_		7		8		9		10			100		-	1, 000		10, 0	000
漢数	字	t	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	Ŧ	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

《小 切 手 用 法》 (たじまホーム・チェック用)

- 1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入のうえ、かならず自署してください。

なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (3) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。 特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の 記載事項を訂正するときは、訂正個所に姓だけを自署してください。ただし、訂正の記載など が、金額欄、銀行名、QR コード欄に重なることのないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。また、記名なつ印 や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当行所定の方法により請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

		1			2	1		3		4			5		6	
漢数字	壹	壱	キ	弐	走	漬	熕	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	/		7		8		9		10			100		*	1,000		10, 0	000
漢数字	1	t	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

《約束手形用法》

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。 特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 手形用紙は、当行所定の方法により請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1				2			3	3	4			5	,	6	
漢数字	壹	壱	弌	弐	恉	煮	貮	参	參	凹	泗	肆	五	伍	ナ	陸

	_		7		8		9		10			100		-	1, 000		10, 0	000
漢数	Z	t	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	Ŧ	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

《為替手形用法》

- 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所 の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにく い筆記具を使用してください。
- 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。 特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることのないようにしてください。
- 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることのないようにしてください。
- 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確にご記入 のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
- 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分) は使用しないでください。
- 9. 手形用紙は大切に保管してください。 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所 定の用紙によりただちに届出てください。
- 10. 手形用紙は、当行所定の方法により請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1				2			3	3	4			5	1	6	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	漬	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍	ナ	陸

	7			8		9		10			100		-	1, 000		10, 0	000
漢数字	t	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	Ŧ	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。